

家畜衛生だより



令和元年7月第19号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

岐阜県、福井県で豚コレラ発生!(国内33、34例目)

所在地	岐阜県恵那市(33例目)	福井県越前市(34例目)
飼養頭数	1,015頭	309頭
経緯	7月26日 飼養豚に異常、立入検査 7月27日 疑似患畜と判定	7月28日 飼養豚に異常、立入検査 7月29日 患畜と判定

夏季休暇中も防疫対策を徹底しましょう!

夏季休暇に入り、出入国者数が増加することから、家畜伝染病が侵入するリスクは非常に高くなります。

今年5月には中国で口蹄疫が発生したほか、アジア地域ではアフリカ豚コレラの継続的な発生が確認され、5月に北朝鮮、6月にはラオスでも発生しました。ウイルスの侵入を防ぐため、以下の対策を徹底しましょう。

1 発生地域への渡航は可能な限り自粛する

もし、渡航する場合は、

- ・農場やと畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ・海外で動物との不用意な接触を避けること。
- ・肉製品等を日本へ持ち帰らないこと。
- ・帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターへ立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
- ・帰国後1週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ・海外で使用した衣服及び靴は農場に持ち込まないこと。



2 消毒及び衛生管理区域への病原体持ち込み防止の再徹底

- ・農場への部外者立入禁止
- ・人、車両の消毒の徹底



3 異常の早期発見、早期通報

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の調査結果を踏まえた農場の衛生管理の注意点について

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会が行われ、主に23～28例目の事例について事実関係をもとに豚コレラの感染経路、今後の対策が検討されました。豚飼養農場では改めて以下のことを徹底してください。

1 農場への野生動物侵入防止対策

- ・豚舎周囲の除草、木の伐採を行い緩衝帯を設置する。
- ・豚舎内外の整理・整頓・清掃をしてネズミ等が接近しにくい環境にする。
- ・飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし対策、排せつ物、資材保管場所の対策。
- ・豚舎内のネズミ駆除や豚舎開口部への防鳥ネットの設置等



2 人・車両等の出入り対策及び作業員への教育・訓練

- ・農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒の徹底。
- ・農場に出入りする全ての車両の洗浄・消毒の徹底。
※工事車両や農場の従業員の車両も含む
- ・畜舎内で飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行う。

3 と畜場への生体出荷車両の消毒の徹底

- ・と畜場や農場での車両内外、特に運転席の消毒の徹底。
- ・運転手の更衣や長靴の交換等の実施。



4 飼養豚の観察と早期通報の徹底

- ・発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の症状が認められた場合には、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報を行う。
(今回の豚コレラは典型的な症状が出にくい場合がある。)
- ・農場の全従業員に対し上記の症状を周知徹底し、早期通報に努める。

豚の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください